（抜粋） 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第12号 2023年4月

諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向

佐藤利正＊　土屋忠之＊　特任研究員
＊インクルーシブ教育システム推進センター

要旨：特総研では、国別調査班（アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班、フランス班）を編成し、各国の教育施策や教育事情に造詣の深い特任研究員の協力を得て、諸外国の障害のある子どもを巡る教育施策等に関する調査を行っている。国連の障害者権利委員会は、2022（令和４）年９月に、日本の特別支援教育に対して、子どもの学びの場に関する指摘を含めた、インクルーシブ教育等に関するいくつかの点について勧告を行った。そこで本稿では、国連の勧告をうけて、令和４年度の調査結果をもとに、各国のインクルーシブ教育システムに関する動向やその関連情報に着目し、まとめることとした。

また今回は、新たな調査項目として、「特別支援教育関連予算額等」「重複障害、医療的ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要」を加え、その概要をまとめた。

見出し語：諸外国、インクルーシブ教育システム、障害のある子どもの教育、学びの場、特別支援教育関連予算

Ⅰ．目的

特総研では、国別調査班（アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班、フランス班）を編成し、各国の教育施策や教育事情に造詣の深い特任研究員の協力を得て、諸外国の障害のある子どもを巡る教育施策等に関する調査を行っている。国連の障害者権利委員会は、2022（令和４）年９月に、日本の特別支援教育に対して、子どもの学びの場に関する指摘を含めた、インクルーシブ教育等に関するいくつかの点について勧告を行った。そこで本稿では、国連の勧告をうけて、令和４年度の調査結果をもとに、各国のインクルーシブ教育システムに関する動向やその関連情報に着目し、まとめることとした。

また今回は、新たな調査項目として、「特別支援教育関連予算額等」「重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要」を加え、その概要をまとめた。

Ⅱ．方法

１．国別調査班の編成

現在、特総研では、アメリカ班、イギリス班、フィンランド班、スウェーデン班、ドイツ班、韓国班、オーストラリア班、フランス班の８班を編成している。平成 28 年度から各国の情報を収集するために、諸外国の教育事情に造詣の深い大学教員等を客員研究員として委嘱し、2019（令和元）年度からは特任研究員と改め、本調査に協力いただいている（各国別調査班の編成と担当者は、文末に記載している）。

Ⅲ．調査項目

調査項目は、17 項目である。

① 学校教育に関する法令
② 近年の教育施策の動向
③ 教育システム

④ 各学校教育段階の統計
⑤ 通常の学校教育カリキュラムと特別支援教育カリキュラム
⑥ 特別な教育・支援の対象となる子どもの分類
⑦ 障害のある子どもの教育
⑧ 障害のある子どもの就学
⑨ 教員養成・免許の制度
⑩ 現職教員研修
⑪ 障害や教育的ニーズのある子どもについての理解啓発
⑫ 通常の学級における障害や特別な教育的ニーズのある子どもへの指導体制
⑬ 日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇
⑭ 障害のある外国人の子どもと教育的処遇
⑮ 遠隔教育の状況（障害のある子どもに対する取組を含む）
⑯ 特別支援教育関連予算額等
⑰ 重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

Ⅳ．各国の動向

以下では、国ごとに、１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向、２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供、３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇、４）特別支援教育関連予算額等、５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合のその制度概要について述べる。

１．アメリカ

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

米国教育省人権局（Office for Civil Rights）は、1973年リハビリテーション法の第504条施行規則の改正を検討していることを公表した（2022年５月６日）。教育省がどのような改正を検討しているのかは今のところ不明だが、当局者は特に障害当事者からの意見を求めながら、「障害のある学生の権利を強化し保護する」方針を示している。504条では、学校が障害のある生徒に無料で適切な公教育を提供し、子どもが法律に基づいてさまざまな施設を利用できるようにすることを義務付けている。多くの障害のある学生は、第504条とIDEA（The Individuals with Disabilities Education Act of 2004、個別障害児教育法）の両方に基づくサービスを受ける資格がある。教育省は、施行規則を改正するためのスケジュールを発表していないが、2022年６月末まで、現行の規則をどのように改善するのがよいか、一般からの書面による意見を募っていた。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、米国では、各州で定めている義務教育法において規定されている。すべての州が５歳から18歳までの期間内に９年又は10年の義務教育を提供しているが、その対象年齢のパターンは一様でない。

U.S. Department of Education（2021）によれば、2019年秋の全米（50州、ワシントンDC、Bureau of Indian Education schoolsを含む）におけるIDEA（パートB）の対象児童生徒（６－21歳）は6,472,061（前年度6,315,228）人であり、これは同年齢に占める割合の9.7%（前年度9.5%）にあたる。IDEA対象者（６－21歳）に占める障害種ごとの割合としては、「特異性学習障害」が最も多い。ただし、全体として2010年（41.5%）から2019年（37.1%）にかけて減少している。そして、「その他の健康障害」（16.8%）、「言語障害」（16.3%）、「自閉症」（11.0%）、「知的障害」（6.5%）、「情緒障害（5.4%）」と続くが、特に「その他の健康障害」（2008年11.0%）、「自閉症」（2008年5.0%）は近年における増加傾向がみられる。

2019年秋の時点では、IDEAの対象とされた児童生徒（５〔学齢〕－21歳）の約95%は通常の学級における教育を受ける機会を得ていた。特に、同年齢の過半数（64.8%）が、「授業日の80%以上」を通常の学級内で教育を受けていた。そのほか、17.4%が「授業日の40－79%」の時間を通常の学級において過ごし、

通常の学級で過ごす時間が「授業日の 40%未満」の児童生徒が 12.8%みられた。4.9%が「その他の環境」（Other environments、特別な学校、寄宿学校、家庭・病院、矯正施設を含む）に措置され、通常の学級以外の場で教育された。さらに、「授業日の 80%以上」の時間を通常の学級で過ごす児童生徒の割合を障害の種別ごとにみると、「言語障害」(87.9%)、「特異的学習障害」(73.5%)、「視覚障害」(68.8%)、「その他の健康障害」(68.2%)、「聴覚障害」(63.7%)、「肢体不自由」(55.6%)、「外傷性脳損傷」(51.5%)、「情緒障害」(50.2%)、「自閉症」(39.8%)、「盲聾重複」(26.5%)、「知的障害」(16.6%)、「重複障害」(14.3%) となる。

IDEA 施行規則（§300.115）は、「(a)各々の公的機関は、特別教育および関連サービスに対する障害のある子どもたちのニーズを満たすために、『代替的教育措置の連続体』（Continuum of alternative placements）が活用できることを保障しなければならない」と規定している。この「連続体」は、通常学級、特別な学級、特別な学校における指導、在宅指導および、病院や施設における指導を含み、通常学級との連携によって提供される（リソースルームまたは巡回による指導のような）補足的サービスを備えたものとされている。そのうえで、IDEA は「通常教育カリキュラムへのアクセス」（access to the general education curriculum）を規定し、「通常の学級における通常教育カリキュラムにアクセスすることを保障すること」を求めている（§1400(C)(5)）。さらに、IEP（Individualized Education Program、個別教育計画）の策定に当たって、子どもが、通常の学級における活動に、障害のない子どもとともに参加しない場合には、その範囲についての説明が求められている（§.1414 (d)(1)(A)（V））など、通常教育との関係性が重視されている。

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

日本における「発達障害」の定義（発達障害者支援法）に含まれる学習障害、注意欠陥多動性障害（IDEA の定義上「その他の健康障害」に含まれている）、自閉症スペクトラムは特別教育の対象カテゴリーに明確に含まれており、適格性の認定を経て IEP（Individualized Education Program）の作成に基づく支援を受けている。最近の動向としては、「指導に対する子どもの反応の有無に着目する」RTI（Response to Intervention）モデルに基づく対応が浸透している。また、RTI に関連した概念として、近年、学校における多層的な支援システム（MTSS：Multi-tiered System of Supports）の構築が注目されており、多くの州がウェブサイト等で学区や学校における実践を推奨している。第一層では、すべての子どもを対象としたユニバーサルな指導・支援を行う。成果が上がりにくい子どもやリスクがある子どもには、第二層として小グループで適時に焦点を絞った指導・支援を行い、更に大きなニーズがある場合には、第三層として、個別に、アセスメントに基づく手厚い指導・支援を行う。RTI では主に学習面に注目するのに対し、MTSS は子どもの学習面と行動・社会性面の両面を視野に入れた早期発見及び指導・支援のシステムである。また、MTSS が意味するところは、RTI（指導に対する子どもの反応で支援の度合いを決定する）の概念を含むが、加えて、関係者の意識変革を伴う学校改革、校長のリーダーシップ、教師・専門職チームの協働、スタッフの専門性向上等の要素を含む包括的な概念である。

４）特別支援教育関連予算額等

IDEA は特殊教育システムを運用するに当たり、連邦政府に子ども一人当たりの平均支出額（average per pupil expenditure）の 40%の資金提供を要求している（20 USC§1411 (a)(ii)）。しかし、予算確保が長年の懸案となっている。U.S. Department of Education (2022a) によると、2022 年の特殊教育に関する州への補助金要求額（$15,537.4 百万）は、前年（$12,937.5 百万）から微増し、障害のある子ども一人当たりの平均支給額は 2,033 ドルとなった。つまり、2022 会計年度における州への補助金額は未だ 14.6%にとどまっている。ここ数年、上院下院の両院に「IDEA 予算完全実施法案」(IDEA Full Funding Act) が提出されている。第 117 連邦議会(2021-2022)でも下院（H.R.5984）、上院（S.3213）の双方で法案が提出された。

そして、バイデン政権は障害のある子どもに対す

るサポートを強化する方針を示している。U.S.Department of Education（2022b）によると、2023年度に提案された予算は増額となり、子ども一人当たり平均2,199ドルの補助金が支給される方針である。連邦政府の負担は、子ども一人当たりの全国平均支出の約15%に相当する。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

前述の通り、『代替的教育措置の連続体』（Continuum of alternative placements）が活用できるため、各児のIEPによって適切な教育の場や支援の量が決定される。なお、2019年度（５〔学齢〕－21歳）において、家庭・病院〈Homebound/hospital〉で特殊教育を受けた子どもは0.4%、矯正施設〈Correctional facilities〉、短期拘留施設または矯正施設で特別教育および関連サービスを受ける障害のある生徒を含む）は0.1%であった。

２．イギリス（イングランドについて）

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

従来のSpecial Educational Needs（SEN）Code of Practice（2001年）に替わるものとして、Special Educational Needs and Disability Code of Practice：0 to 25 yearsが2014年９月に施行された。この改訂と関連してThe Special Educational Needs and Disability Regulations 2014, The Special Educational Needs (Personal Budgets) Regulations 2014, The Order setting out transitional arrangementsが規定された。

この改訂により、特別な支援を必要とする子どもや青少年が、乳幼児期から成人になるまで継続して支援を受けられるようにするとともに、保護者や本人の意向の反映、関連機関との連携などを取り入れ、子どもがより確実に支援を得られるようになった。

教育的ニーズについての判定書に代わり、EHCプラン（Education, Health, Care Plan; 2014年から導入）により特別支援教育の提供が保障されることとなった。EHCプランに基づく制度に2018年４月に完全移行し、判定書は2019年に廃止された。

The Children and Families Act 2014に基づき、障害や病気、特別な支援を必要とする子どもについて、教育・医療・福祉の関連機関が連携するためのシステムが再構築された。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限については、Education Act 1996により、初等学校のYear1（5歳）から中等学校のYear11（15歳）までが義務教育となっていて、初等学校は、一般にYear1（5歳）からYear6（10歳）まで、中等学校はYear7（11歳）からYear11（15歳）までとなっている。Year11で全国試験であるGeneral Certificate of Secondary Education(GCSE）に合格することで義務教育修了の資格が与えられる。

障害のある子どもの学びの場としては、初等学校、中等学校、特別学校、特別受入施設（Pupil Referral Unit; PRU）がある。初等学校と中等学校には、SEN UnitやResourced Provisionsが設置されている。PRUは、素行を理由に退学したり、病気などの理由で初等学校や中等学校に入学ができなかったりする子どものための施設である。1996年教育法により、地方自治体に設置を義務付けている。PRUは、初等学校や中等学校内に設置されるSEN UnitやResourced Provisionsとは異なるものである。

教育省は、特別な支援を必要とする子ども（SEN）の分類として、SENサポートを受ける子どもと、判定書またはEHCプランを有する子どもの２タイプに分けている。SENサポートとは、初等学校や中等学校において支援を必要とする子どもについて、教員やSENコーディネーター（SENCO）が学校外の専門家からの助言や支援を受けて指導に当たる。公的なアセスメントを受けた結果、判定書またはEHCプランを有する子どもは、初等学校や中等学校、若しくは特別学校で必要な支援についての計画等の正式な文書が作成され、支援体制がとられる。

教育省の2020年の統計調査によると、公立の初等学校でEHCプランを有する児童は1.8%、SENサポートを受けている児童は12.8%。公立の中等学校でEHCプランを有する生徒は1.8%、SENサポートを

受けている生徒は 11.1%、PRU に通う児童生徒で EHC プランを有する児童生徒は 16.4%であり、公立の特別学校に通う子どもの 97.9%が EHC プランを有し、9.3%が SEN サポートを受けている。特別学校に在籍する子どもと私立学校に通う SEN を有する子どもの人数（EHC プランは持たず SEN のある子どもは 13.7%）が増加している。

SEND（障害児教育） Code of Practice（Department for Education, 2015）では、SEN サポートや SEN 判定書または EHC プランを有する子どもは、各学校の SEN コーディネーター（SENCO）や SEN Teacher とかかわりながら、地方自治体から派遣される巡回教師による指導や、授業や学校行事のために支援員の配置を受けることができる。また、関連機関の専門家との連携のもとに必要な支援を受けることになっている。

これらの支援は、保護者と本人の意向を踏まえて行うことになっており、Personal Budget と言われる支援予算の一部をどのように配分するかも保護者が判断できることになっている。Personal Budget は保護者が望むのならば、地方自治体が EHC プランで算定した予算の一部について、子どものニーズを対応した手立てを準備するために、保護者自身が使い道を決めることができる予算である（49 条）。予算の内容は以下の４つである。

・直接経費（Direct payments）：保護者自身がサービスを購入したり、管理したりするために受け取る予算
・地方自治体や教育プロバイダーが保持する資金と発注する EHC プランに含まれるサービスを保護者が指示する取り払い
・第三者取り払い：保護者が自身のために他の者に資金の管理を任命する
・上記の３つのコンビネーション

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

SEN では、特別な教育的ニーズを必要とする子どもを対象としている。ここでいう特別な教育的ニーズを必要とする子どもとは、障害の有無に関わらず、特別な教育的手立て（Special Education Needs）を必要とするほど、学習における困難さ（learning difficulties）がある子どもを指す。教育省の 2020 年の統計調査によると、SEN Support を受けている子どものうち最も多いニーズのタイプは、スピーチ・言語・コミュニケーションニーズ（Speech, language and communication needs）（24.0%）である。また、EHC プランを有する子どもの中で最も多いのが、自閉スペクトラム症（Autistic Spectrum Disorder）（30.0%）である。

教員は、SEN コーディネーターや専門家の助言を受けながら、保護者とともに支援計画を立てることになっている。SEN サポートの場合は、必要に応じて Personal Budget を保護者が申請して支援に必要な費用の補助を受けることができる。授業や学校行事などで、教員が SEN Teacher と呼ばれる補助教員や支援員と協力し、個々の子どもの短期的及び長期的なニーズを考慮しながら、必要な教材や教具の準備やニーズに応じた支援をしている。また、義務教育修了時に行われる公的な資格試験（General Certificate of Secondary Education; GCSE）では、それぞれの障害に応じた合理的配慮がなされるよう関係機関に義務付けている。

一般学級（mainstream class）で学ぶ特別な教育的ニーズのある子どもは、地方自治体から付加的な予算援助を受けることができる。初等学校や中等学校では、特定の SEN のタイプの子どもが安心して過ごせる場所を保障するために、また、落ち着いて学習に臨めるようにするために「SEN unit」が提供される。いずれも、原則、EHC プランを有する子どもが対象となる。一般学級で学ぶ特別な教育的ニーズのある子どもや障害のある子どもに対しては、「SEN サポート」が提供される。SEN サポートでは、担任が SEN コーディネーターや外部専門家の助言を受けて保護者とともに個別教育計画を作成し、それに基づいて個々に必要な教材や教具（例えば、パソコンやタブレット等）が準備される。

４）特別支援教育関連予算額等

イングランド以外のアイルランド、スコットランドについては、教育に関しての自治権を有しており、イングランドとの差異がある。ここでは、イングラ

ンドのみを取り上げる。

イングランドでは教育省は、教育政策の策定と実施を担当しており、幼児教育から大学までを所管している。教育予算については、教育省が所管しており、2019 年度の教育予算は 756 億ポンドである。そのうち、約 9.4 億ポンドが SEND に割り当てられている。

また、特別学校に入学する児童生徒は原則的に EHC プランを持っているが、その場合教育予算だけではなく、医療、福祉からの予算も支出されることになる。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

重複障害児の教育的ニーズは profound and complex learning difficulties と分類される。こうした教育的ニーズがある児童生徒は、1970 年教育法によって障害児の全員就学を機に、教育対象とされている。

病気等で学校に登校できない児童生徒については、2016 年に出されたガイダンスの中で、地方行政当局の役割が示されている。ガイダンスでは、個別にアセスメントし最良の手立てで代替教育を提供することが義務付けられている。このガイダンスのキーポイントとしては、以下の点が示されている。

病気のために適切な教育を受けることができない義務教育年齢の児童のために、適切なフルタイムの教育（または児童の健康状態が許す限りの教育）を手配すること。そのため、地方自治体は、次のことを行うべきである。

・子どもが連続または累積で 15 日以上学校を休むことが明らかになったら、すぐに適切な教育を提供する。自治体は、適切な医療専門家と連絡を取り、その子のための適切な教育の手配を最小限の遅れにとどめるべきである。
・子どもたちが受ける教育が、法定ガイダンス「Alternative Provision」（2013 年）で定義されているような質の高いものであり、適切な資格を取ることができ、学校で仲間に遅れをとることを防ぎ、できるだけ早く学校にうまく復帰できるようにすること。
・手立てを手配する際に、個々の子どものニーズに対応する。厳格な規則は不適切である。このような規則は、特定の状態にある子どもへの教育の提供を制限し、彼らが十分に受けることのできる適切なレベルの教育支援を受けられなくする恐れがある。子どもが受ける教育の機会を制限するような厳しい規則は、法的な要件にも違反する可能性がある。

医療的なニーズがある児童生徒についても、法定ガイダンスが作成されており、以下のように示されている。

・健康状態に問題がある生徒が、修学旅行や体育を含む教育を十分に受けられるよう、適切にサポートする。
・学校運営組織は、病状が悪化した生徒を支援するための取り決めが、学校にあることを確認しなければならない。
・学校長は、健康や社会福祉の専門家、生徒、保護者と相談し、病気の子どものニーズが正しく理解され、効果的な支援が受けられるようにする。

こうしたことを実現するために、学校運営組織は個別の医療計画（Individual healthcare plans）を作成し、作成後も少なくとも年 1 度見直すことが示されている。

３．フィンランド

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

「インクルーシブ教育改革」（フィンランドのメディアは、しばしば児童生徒に対する支援の在り方を「一般支援」・「強化支援」・「特別支援」という三段階にモデル化した 2011 年の改革を「インクルーシブ教育改革」と称している）の結果、特別なニーズを必要とする児童生徒にとっても、彼らとともに学ぶ児童生徒にとっても、その児童生徒を導く教員にとっても、学習環境・教育環境が悪化しているとする見方が広がっていることを受け、近年、特別支援教育の学習環境の改善方策が議論を呼んでいた。例えば、2019 年 7 月 1 日付の Iltalehti 紙が、①リソ

ースが不足していること、②特別支援教育改革によりインクルーシブ教育が推進された結果、特別なニーズのある子どもも大規模な学級で学習するようになったことから学習環境が悪化していること、③法が「インクルーシブ教育」（三段階の特別支援教育モデル）実施を保障していないこと、④「インクルーシブ教育」（2011 年改革）の効果検証が必要であること、などを問題提起したことなどはその一例である。教職員組合（OAJ）が 2017 年に校長及び教員を対象として実施した特別支援の三段階モデルに関する調査でも、改革は教員の事務作業（ペーパーワーク）を増大させるのみで、児童生徒への支援が十分でない状況にあること、その背景に予算不足と法令上の不備があることを指摘している。

フィンランドは、2021 年度より義務教育を 18 歳までに延長した。そのため、後期中等教育（ルキオ及び職業学校）の整備・拡充が図られている。インクルーシブ教育システム及び特別支援教育に関するものとしては、多様な形態で提供されてきた準備教育の再編がある。各種準備教育は、これまで同様義務教育に含まれるとされたが、これを機に、各種プログラムの再編統合が行われている。具体的には、進学先が決まらなかった生徒（志望校の入学者選考に漏れる、志望校の入学要件を満たすことができないなど）や進学先を決められずにいる生徒などを任意で受け入れてきた 10 年生クラス（lisaopetus/kymppi luokka）や、移民や外国語を母語とする生徒を対象とするルキオ（高等学校）進学準備教育である LUVA（Lukiokoulutukseen valmistava koulutus）、基礎学校修了後の進路を決められずにいる生徒等を主たる対象とする職業教育準備教育である VALMA（Ammatilliseen koulutukseen valmentava koulutus: VALMA-koulutus）、病気や障害により進学が困難な生徒を主たる対象とする活動訓練・自立訓練である TELMA（Työhön ja itsenäiseen elämään valmentava koulutus）を統合し、TUVA（Tutkintokoulutukseen valmentava koulutus）という新たなプログラムへと再編するものである。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、義務教育年限は、2021 年度より延長され、子どもが 7 歳になる年から 18 歳になるまで（それ以前に、大学入学資格試験に合格する、あるいは後期中等教育段階相当の職業資格を得た場合など、後期中等教育を実質的に修了した場合は、それまで）となった 。また、1 年間の就学前教育も 2015 年度から義務化されているほか、就学前教育の延長の試行も 2021 年度よりスタートしている。

障害など特別な教育ニーズのある子どもの学びの場は、通常学級、特別支援学級、特別支援学校である。特別な教育ニーズのある子どもたちは、これらのいずれかに在籍しつつ、必要に応じて、他の場（いわゆる通級指導学級、交流学級）で学びながら、学習を進めている。現在、特別支援教育を提供している教育機関としては、①通常学校、②公立の特別支援学校（Kunnalliset erityiskoulut）、③国立の特別支援教育機関であるヴァルテリ学校（Valteri-koulu）、④私立の特別支援学校（Yksityiset erityiskoulu）、⑤エルメリ学校（Elmeri-koulu）、⑥国立のスクールホーム（Valtion koulukoti）、⑦私立のスクールホーム（Yksityiset koulukoti）、⑧院内学級（Sairaala-opetus）がある。

特別な教育・支援の対象となる子どもの分類は、①一般支援（Yleinen tuki）、②強化支援（Tehostettu tuki）、③特別支援（Erityinen tuki）という三段階モデルに基づいている。一般支援は、一時的に学習に遅れがみられる児童生徒に対する短期間の支援や、学習において問題を抱えている児童生徒に対する一時的な支援を指す。これは、すなわち、教員・特別支援教員･学習支援員らによる授業内における支援や、取り出し指導、補習など、日常的な学習支援を意味する。強化支援は、学習において継続的な支援を必要とする児童生徒に提供されるものであり、個別に作成された計画に基づいて実施される。特別支援は、いわゆる特別支援教育・特別ニーズ教育に位置づけられるものである。

特別支援教育に関わる統計においては、「強化支援若しくは特別支援を受けている児童生徒」が対象とされており、支援の内容（一次的な特別支援教育、学習支援、介助・通訳支援、その他の支援）、学習の

場（①80%から 100%通常学級で学んでいる、②全授業時間のうち 50%から 79%を通常学級で学んでいる、③全授業時間のうち 20%から 49%を通常学級で学んでいる、④全授業時間のうち１%から 19%を通常学級で学んでいる、⑤100%特別支援学校以外の特別支援学級で学んでいる、⑥特別支援学校の特別支援学級で学んでいる）、教育内容（通常の教育課程に基づいて実施、１科目のみ個別シラバスに基づいて実施、２～３科目について個別シラバスに基づいて実施、4 科目以上を個別シラバスで実施、自立訓練）などにより分類されている。

2021 年の調査では、①80%から 100%通常学級で学んでいる児童生徒の割合が 36.6%（19,446 名）、②全授業時間のうち 50%から 79%を通常学級で学んでいる児童生徒の割合が 7.7%（4,110 名）、③全授業時間のうち 20%から 49%を通常学級で学んでいる児童生徒の割合が 10.6%（5,650 名）、④全授業時間のうち 1%から 19%を通常学級で学んでいる児童生徒の割合が 11.5%（6,126 名）、⑤100%特別支援学校や特別支援学級で学んでいる児童生徒の割合が 33.4%（17,744 名）であった。

2019 年度までは「100%通常学級」というカテゴリーが設定されていたが、2020 年度以降「80～100%通常学級」というカテゴリーに改められている。これについて、統計局のウェブサイトは、「80%以上通常学級」がインクルージョンの定義であると説明している。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は、義務教育期間を延長することができるが、三段階支援の特別支援を受けている児童生徒のうち、義務教育期間を延長している割合は、2013 年に 27.5%であったものが、2021 年には 22.6%まで減少している。

なお、2021 年、減少の続く特別支援学校で学んでいる児童生徒は 3,500 名である。

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

発達障害に相当する児童生徒の教育的処遇もまた、一般支援、強化支援、特別支援という、三段階の特別支援教育モデルに基づいて実施される。実際の処遇は、自治体や学校によって多様である。都市部の比較的学級規模の大きい学校では、通常の学級での学習を基盤としつつも、学習において少人数の環境の方が望ましいと判断された児童生徒を少人数グループに編成して指導を行うなどの措置も取られている。それは、とりわけ、言語系科目や算数・数学等、基礎的なスキルに関連する科目において多く見られる。少人数グループで指導を受けている児童生徒には、自閉症スペクトラム障害や注意欠陥・多動性障害の子どもなどが含まれていた。障害の種類に基づく学級（学習グループ）編成も見られたが、ニーズ（どのような支援が必要であるか）に基づく編成も多くみられた。

４）特別支援教育関連予算額等

フィンランドにおいて、義務教育費は、国と地方が分担して負担している。但し、国から地方への財政移転は、「義務教育費」としてではなく、基礎自治体が担う他の主要事業にかかる費用とともに、「基礎サービス費」（Peruspalvelujen valtionosuus）の一部として包括的な形で行われている。

基礎サービス費に含まれない、付加教育（10 年生）、移民のための準備教育、該当年齢層以外を対象とする就学前教育・基礎教育、在外教育施設、寄宿学校における教育、特別な支援が必要な児童生徒が義務教育年限を延長して実施する教育、通常の教育課程基準によらない柔軟な教育を提供する義務教育（Joustava Perusopetus;JOPO）などについては、該当する教育を受けている児童生徒数と、ユニット・コスト（児童生徒一人当たりの費用）に基づき決定される。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

一般支援、強化支援、特別支援という三段階の特別支援教育モデルが適用される以前（2010 年以前）、特別な教育・支援の対象となる子どもの分類は、以下の分類が用いられていた。

① 重度発達遅滞
② 軽度発達遅滞
③ 脳機能障害・身体障害及び同種の障害

④ 情緒障害又は社会的不適応
⑤ 自閉症やアスペルガー症候群に関連する学習困難
⑥ 言語発達障害
⑦ 視覚障害
⑧ 聴覚障害
⑨ 上記以外の理由

現在は、三段階の特別支援教育モデルが用いられている。先述のとおり、強化支援は、学習において継続的な支援を必要とする児童生徒に提供され、個別に作成された計画に基づいて実施される。また特別支援は、特別支援教育・特別ニーズ教育に位置づけられる。重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等については、強化支援又は特別支援に該当し、全授業時間のうち、多くの時間を特別支援学校や特別支援学級等の特別な場で学んでいると考えられる。

４．スウェーデン

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

近年の教育施策の動向として、主にインクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する施策では、通常学校としての基礎学校、知的障害特別学校、聴覚障害・重複障害特別学校、サーメ学校という枠組みは維持した上での「統合の推進」が挙げられる。2001 年から 2004 年にかけては、知的障害特別学校の「解体」や「一層の統合推進」が議論されたが、受け皿や代替案の不十分さによって改革議論は頓挫した。2011 年の基礎学校と知的障害特別学校それぞれの学習指導要領において、知的障害のない子どもは通常の学校で支援する方向性が確認され、知的障害特別学校への就学は「権利」であることが強調された。結果として、知的障害特別学校在籍子ども数は減少に転じたが、通常学校において不適応を示す子どもへの対応策が必要になった。そのため、通常学級での修学が困難な場合には、資源を付加したリソース学校が設立されたり、①追加調整の必要性(Behov av extra anpassningar)に応じた特別な支援(Särskilt stöd)が通常の学校内で保障されたりする。他にも、②特別な支援の必要性のための評価(Utredning)、③全ての子どもに作成される個別発達計画以上に支援が必要な場合の「対応プログラム(Åtgärdsprogram)」、④必要に応じて編成される特別な学習集団(Särskild undervisningsgrupp)や個別指導(Enskild undervisning) が学校法に規定されている。2022 年の学習指導要領改訂においても同様にインクルーシブ教育推進の方向性が維持されている。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、義務教育の年限は 9 年である。ただし、2018 年の秋学期からは就学前学級を義務化し、10 年間の義務教育制度に移行している（Regeringskansliet, 2017）。知的障害特別学校は、任意で 10 年生が選択できる。聴覚障害・重複障害を対象とする特別学校の修学年限は 10 年である。

障害のある子どもの学びの場として、まず通常学校に障害種に応じた特別学級はない。そのため、いかに通常教育が柔軟に多様な子どもを包括していくかが課題である。

障害のある子どもの学びの場（特別な学校等の分類）として、視覚障害、肢体不自由、病弱の特別学校はない。重複障害がなかったり、常時医療支援の必要がなかったりする視覚障害、肢体不自由、病弱の子どもは通常学級に就学する。その場合は必要に応じて特別教員/特別教育家や国立特別教育学校当局(SPSM)等の専門家のアドバイスを受けたり、後述する教員免許が必要ないアシスタント教員(Assistent lärare)や子どもアシスタント(Elevassistent)の支援を受けたり、若しくは病院（病気のために学校に通学できない子どもは医師の同意のもと病院や自宅で教育を受けることができる）や県の医療機関であるリハビリテーリングセンターとの連携によって修学する。

各学びの場に在籍する児童生徒の割合としては、基礎学校は 98.62%、サーメ学校は 0.02%（181 人、2021/22 年度）、知的障害特別学校は 1.29%（14,449 人、2021/22 年度）、聴覚障害・重複障害学校は 0.07%（750 人、2021/22 年度）である。

授業における支援や合理的配慮として通常学級内では、第一に学級担任やアシスタント教員による配慮、第二に専門家として特別教員/特別教育家による介入・コンサルテーション、第三に子どもアシスタントによる付加的支援、第四に子どものニーズに合った教材の提供がある。通常学級外では、第一に期間を限定した個別抽出指導、第二に同様の教育的ニーズを有する子どもの短期間/長期間の小グループ指導がある。また通常学級自体をいくつかの小集団に分割して指導することもある。他にも困難を有する子どもには、教員のみならず専門家、保護者、子ども自身が参画する個別計画の作成・会議の開催、コミューンのリソースセンターからの支援、国立特別教育学校当局からの支援が行われる。2006/07 年度からは、原則９年間の義務教育及び後期中等教育段階においても全ての子どもに「個別発達計画」を作成している。さらに個別の対応が必要な場合には、校長の責任において「対策プログラム」(Individuella utvecklingsplanen)を策定する。対策プログラムの策定に際しての原則は、可能な限り分離せず常に統合を志向しつつ、教育を行うこととされている。

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇、発達障害の子どもたちの判定(基準、実施者等)、教育の場について、2009 年にアスペルガー障害の子どもは通常の学校で支援する方針が明示され、2011 年の学習指導要領においてもその方向性が確認されたため、通常の学級に就学し、修学が困難な場合には通常の学校における特別な支援が行われる。先述のとおり、通常学級内では、第一に学級担任やアシスタント教員(Assistent lärare)による配慮、第二に専門家として特別教員/特別教育家による介入・コンサルテーション、第三に子どもアシスタントによる付加的支援、第四に子どものニーズに合った教材の提供がある。通常の学級外では、第一に期間を限定した個別抽出指導、第二に同様の教育的ニーズを有する子どもの短期間/長期間の小グループ指導がある。また通常学級自体をいくつかの小集団に分割して指導することもある。他にも困難を有する子どもには、教員のみならず専門家、保護者、子ども自身が参画する個別計画や対応プログラムの作成・会議(Utvecklingssamtalet)の開催、基礎自治体のリソースセンターからの支援、国立特別教育学校当局(SPSM)からの支援が行われる。

４）特別支援教育関連予算額等

スウェーデンにおいて 2021 年の学校、学童保育、その他の教育活動の種類別の総費用（318,100,000 スウェーデンクローネ）の内訳は、以下のようになっている。

- 学童保育(20,288,837 クローネ、一人当たり 42,500 クローネ） 7％
- 就学前学級（8,345,374 クローネ、一人当たり 60,800 クローネ） 3％
- 就学前学校（83,947,909 クローネ、一人当たり 163,000 クローネ）26%
- 基礎学校（135,787,491 クローネ、一人当たり 123,500 クローネ）43%
- 知的障害基礎学校（6,673,315 クローネ、一人当たり 539,000 クローネ）と知的障害高等学校（3,318,658 クローネ、一人当たり 500,900 クローネ）計３％
- 聴覚障害・重複障害特別学校(668,372 クローネ、一人当たり 907,300 クローネ）0.3%
- 高等学校（46,489,026 クローネ、一人当たり 129,300 クローネ）15%
- コミューン立成人学校（6,908,546 クローネ、一人当たり 52,700 クローネ)と特別支援としてのコミューン立成人学校（Komvux som särskild utbildning、287,946 クローネ、一人当たり 88,200 クローネ）と移民を対象としたスウェーデン語（SFI、3,533,469 クローネ、一人当たり 58,100 クローネ）計３％

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

重複障害児は必要な場合は国立聴覚障害・重複障害特別学校に就学する。医ケア児は、病弱等で病院にいる子どもについては院内学級対象とする。通常

学校における医療的ケアの提供に関しては、必要に応じて特別な調整（Extra anpassningar）や特別な支援（särskilt stöd）として提供され、必要に応じて教職員が研修を受けることと学校看護師等医療スタッフを配置することで対応する。

院内学級では、病院のある基礎自治体の学校から教員が派遣されて学習指導を担当する。入院中の子どもの教育責任は、その子どもの通う学校の校長から、病院のある基礎自治体に移管する。ただし在籍は移管しないため、成績は子どもが通う学校の教員が担当し、教育課程編成や指導時間等に関しては、子どもの個々の状況に応じて決定する。必要に応じて、成績評価、退院後の特別な調整（Extra anpassningar）、また特別な支援（särskilt stöd）に関して病院の教員と子どもが通う学校で協議することが推奨されている。院内学級は、独立した学校制度ではなく子どもが学校に通えない期間の教育を補うこと、病気の期間中若しくは寛解後に通常教育に戻ることを目的としている。病気などによる家庭や他の適切な場所での特別な教育の提供も学校制度の一部ではなく、病気でなかった場合に学校で受けるはずの教育の代わりとして提供されるものである。入院していない子どもは病弱特別学校がないため、通常学校としての基礎学校に就学する。

５．ドイツ

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

ドイツのインクルーシブ教育の進展とともに、特別支援学校の教員が近隣の通常の学校へ巡回する形で個別指導や小集団の授業のために出向く「一般学校における特殊教育学的支援（Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen）」の対象者が増加している。その対象は、就学前段階、基礎学校、中等教育段階への導入段階、基幹学校、実科学校、ギムナジウム、統合型総合制学校、私立のシュタイナー学校など、多様な支援先となっている（KMK、2021a）。ドイツの場合、日本のような通級による指導の教室への登録の形式をとらず、在籍は通常の学校・学級のまま特別支援学校の教員が自らの指導時間内で巡回して対応に当たることで柔軟な対応が可能になっている。

ドイツ全体では、就学人口における特別な支援を受ける児童生徒の割合は増加傾向にあり、2011 年の 6.27%から 2015 年は 6.95%、2020 年には 7.70%にまで達している（KMK、2021）。さらに、KMK（2021）によれば、障害のある子どもの就学措置の在籍人数の違いでは、2015 年の特別学校 32 万 2,518 人に対して通常学校（Allgemeine Schulen）は 19 万 4,866 人と特別学校が多かったが、その差は徐々に小さくなり、2020 年は特別学校の 32 万 7,953 人に対して通常学校は 25 万 4,465 人に達し、通常学校に在籍する障害のある児童生徒数が 131%増加した。障害のある子どもが通常の学校に就学するケースが増加している背景には、特別学校が支援センターとして特別教師を派遣する巡回型の指導・支援の機能強化がある。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、義務教育段階では６歳で基礎学校に就学することが各州の憲法で規定されているが、ベルリン州・ブランデンブルク州・ブレーメン州・テューリンゲン州・ノルトラインヴェストファーレン州は 10 年間の義務教育期間が設定され、他の地域は９年間の義務教育の期間である（KMK, 2019）。ドイツ全体として 16 州のうち 11 州は９年間、５州は 10 年間の義務教育期間が設定され、ベルリン州とブランデンブルク州は基礎学校が６年間と他州より長く、州によって義務教育にも違いがある（KMK, 2019）。ドイツは義務教育終了時の卒業資格が重視され、中等段階Ⅰの卒業資格と最終学年の成績によって、進学先である大学や職業教育機関への入学の判断材料となっている。

2019 年度に特別な支援を受けた児童生徒 57 万 1,671 人のうち、学びの場については 56.1%が特別支援学校（特殊学校）で、43.9%が一般学校であった（KMK、2021）。ドイツでは障害のある子どもの教育は、主に各種の特別学校と通常学校における通常学級の２つで行われている。通常学校で学ぶ場合には日本の特別支援学級に該当する制度上の位置づけがないため、通常の学級で学びながら必要に応じて支

援を受けるという形をとっている。特別支援学校・特殊学校で学ぶ 32 万 5,368 人のうち、障害・困難の領域で最も多いのは「学習」の８万 5,968 人で全体の 26.4%を占め、次いで「精神発達」８万 3,579 人、「情緒・社会的発達」４万 2,627 人、「言語」２万 9,023 人、「身体・運動発達」２万 3,748 人、「学習・言語・情緒・社会性発達」２万 86 人、「聴覚」１万 542 人、「病弱」１万 1,473 人、「重複(障害)」2,896 人、「視覚」4,640 人、「障害の未判定」１万 786 人となっている。

国連の障害者権利条約への批准を受けてインクルーシブ教育の方針を示した KMK(2014)によれば、「インクルーシブ教育とは障害のある人とない人が共に生活し、共に学ぶことである」とし、障害に応じた早期の診断・支援や幅広い年齢層、すなわち就学前から初等･中等・高等教育、職業教育における特別な支援の実現を提起した。ベルリンやニーダーザクセンの調査を行った安井ら(2015)によれば、特別支援学校の教員が巡回指導・巡回相談のために地域の学校を訪問することも増えており、センター化が進んでいる。

またベルリンでは、市内 12 区に「学校心理・インクルーシブ教育相談・支援センター」を設置し、教師や保護者、児童生徒を対象にした支援事業を展開しており、相談から診断、学校との調整役などを担っている(SIBUZ、2021)。ベルリンも他の州と同様に障害に応じた特別な学級が設置されていないため、子どもたちが通常の学級で支援を受けながら授業に参加できるよう、こうしたセンターが支援機器や環境整備、特別支援学校・特殊学校からの教員の派遣などを行う。

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

特別な教育・支援の対象となる子どもの分類は、学習、視覚、情緒・社会的発達、言語、精神発達、聴覚、身体・運動発達、病弱の８つに分かれている(KMK:2019、p.254)。日本と比較すると、自閉症という分類の有無が異なっているが、情緒・社会的発達に自閉症の子どもが含まれている。KMK(2021b)の特別な支援に関する統計調査のデータには、上記の８種類に加えて「重複障害」「学習・言語・社会性の発達」「未判定の障害」の３つのカテゴリーが設けられているが、この３枠の扱いは州によって異なっている。

発達障害に近い障害カテゴリーとして、学習困難、精神発達、情緒・社会性発達があり、一般学校で教育を受けている(KMK、2022a)。学習困難の児童生徒は学習障害を含む障害カテゴリーであり、日本の発達障害にも含まれる内容となっている。学習困難の児童生徒は 59 万 116 人と障害カテゴリー内で最も多く、特別支援学校で 33 万 2,150 人(55.5%)、一般学校で 25 万 7,966 人(44.5%)が支援を受けながら学んでいる（KMK、2022b)。精神発達障害の児童生徒は１万 4,208 人、情緒・社会性発達障害の児童生徒は５万 9,423 人が幼稚園・小学校・基幹学校・実科学校・ギムナジウム・総合制学校などの各種の一般学校で配慮や支援を受けながら学んでいる。「精神発達」障害全体では、知的障害を含むため 86.3%が特別支援学校で学び、一般学校は 13.7%に留まっている。情緒・社会性発達障害の場合は 42.8%が特別支援学校で学び、一般学校は 57.2%となっている(KMK、2022b)。通常の学校か特別支援学校を選択するかは保護者・本人の意思によって決定される。学習・言語・社会性の発達の障害カテゴリーで一般学校に在籍している児童生徒は報告されていない(KMK、2022b)。

４）特別支援教育関連予算額等

特別支援教育予算額：ドイツの特別支援教育の予算額をみていくに当たり、まずは公教育における公的支出を確認しておく。2019 年時点のドイツの学校教育に対する公的支出は、GDP 比で 2.7%であり、G20 先進 20 か国の平均 3.2%より低いが、日本の 2.4%は高い比率である(OECD、2022)。ドイツの教育省(KMK、2022)によると、2019 年度の連邦政府としての教育予算総額は 2,329 億ユーロであり、約 81%の 1,889 億ユーロが公的な教育機関（保育所・幼稚園・学校・職業訓練校・大学）に支出された。高等教育の研究開発を含む教育セクターの関連費は、2019 年は GDP 比 6.7%であった。初等教育段階では、2010 年の 195 億ユーロ、2015 年の 267 億ユーロ、2018 年

の 326 億ユーロ、2020 年の暫定値で 369 億ユーロのように、1 ユーロ 140 円換算で年額 5 兆 1,660 億円まで増加してきた。

教育予算の増加傾向は中等教育を含む学校教育予算全体も同様であり、2010 年の 621 億ユーロ、2015 年の 672 億ユーロ、2018 年の 740 億ユーロ、2020 年の暫定値で 1,104 億ユーロのように、1 ユーロ 140 円換算で年額 15 兆 4,560 億円まで増加している（KMK、2022）。ただし、医療ケアを必要とする子どもや日常的な介助を必要とする重度心身障害児の場合には、医療・福祉の予算から児童生徒一人ひとりにサービス提供があり、教育予算には含まれないので注意が必要である。例えば排泄や食事の介助は教員が行うのではなく、子どもに提供される福祉サービスとして学校や家庭を問わず連続的に介助員が行う仕組みになっているため、学校で働く教職員、介助員、看護師の全員が教育予算として措置されているわけではない。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

ドイツでは重度重複障害や医療ケア児を含む身体・精神・感覚障害児者に対しては、①医療・リハビリテーションサービス、②就労への参加、③教育への参加、④社会参加のための総合的な支援が行われている。障害のある子どもが通う学校に対する予算措置の他に、重い障害のある子どもを対象とした医療やリハビリテーション、身体的介助、通院の補助を提供するに当たってはベルリンでは各区に社会教育センターのソーシャルワーカーが保護者や本人と話し合い、必要に応じて心理士や医療関係者も参加して支援計画を決定する。2020 年に開所したベルリンの社会教育センターでは、障害児者の保護者向けには相談や療育・保育、通所施設や入所施設の紹介、総合的な調整を含むケアマネジメントを行っている。ベルリンの報告書によれば、ドイツ全体では重度の障害や医療的ケアのために 7 万 3 千人の児童生徒や青年が介助を必要としている（Berlin、2016）。ベルリンでも重度重複障害や医療ケア児の約 3,000 人に対して、市内 12 区の各区で医療・福祉・教育を総合的に提供するための相談・支援業務が行われている。特別なケアが必要な障害・病気の子どもに対しては、連邦法の社会法典（Sozialgesetzbuch：以下、SGB）が適用されており、内容によって第 8 編（SGB-VIII）の児童・青少年扶助、第 5 編（SGB-V）の健康保険、第 11 編（SGB-XI）の長期介護保険、第 9・12 編（SGB-IX & XII）の障害者支援、第 6 編（SGB-VI）の年金保険を必要に応じて組み合わせている。従って医療ケア児や重度心身障害児は、就学前から学校外で手厚い医療・福祉サービスを個別に受けており、その子どもが学校でも連続的に医療ケアや介助を受けている。このようにドイツでは、医療福祉サービスを個別に保障することによって、登校から下校・放課後ケアまでを切れ目なく教育・医療・福祉の面から総合的に提供できる。

６．韓国

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

韓国では、「教育全般」について完全な学校での日常の回復について以下の点を挙げている。

１．学校での日常回復のための準備
- ワクチン接種支援、学校における感染防止対策の再整備、学校外の施設利用における安全強化

２．学校活動の完全再開
- 通常通りの登校や教育課程、校外活動等の実施

３．短期的な集中回復と中長期的支援の推進
- 教科学習欠損支援や心理相談等の提供等（22 年）
- 成果に基づいた教育回復の方向性の提示等（23 年）
- 格差を解消するための個々に応じた学習習得度の評価等（24 年）
- 個々に応じた学習環境と支援体系に基づいた未来教育の具現等（25 年）

４．対象別のニーズに応じた支援強化
- 障害のある子ども：インクルーシブ教育の協力モデルの拡大、心理情緒的な危機への支援

プログラムを提供
・多文化・脱北：段階に応じたプログラム運営
・就労：採用連携型職務教育課程の新設、奨励金支援
・代案教育（オルタナティブ教育）：代案教育機関登録制運営支援

5．学童保育や教育費の支援

また「特殊教育分野」では、2021 年度教育部業務推進計画として以下の各点を挙げている。

1．ビジョン：
・段階別生涯教育の提供による特殊教育対象者の社会統合の実現

2．推進目標：
・国の役割を強化し、良質な特殊教育の保障
・家庭、学校、社会が連携した持続可能な特殊教育支援環境づくり
・障害特性別の支援による特殊教育対象者の主要な力量の強化

3．重点課題：
・均等で公正な教育機会の保障
・統合教育及び特殊教育支援の質的充実
・進路及び高等・生涯教育支援の強化
・障害共感文化の普及及び支援体制の構築

4．推進システム：
・家庭、学校、社会における関係機関の連携による総合的・体系的支援システムの構築

2）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、義務教育期間は、初等教育（6年）から中学校教育（3年）までの9年間で、無償教育となっている（教育基本法第8条）。さらに、障害の有無に関係なく、2020 年度までに、高等学校2年生・3年生も無償とし、2021 年度以降は高等学校等の全学年無償となっている。

障害のある子どもの学びの場としては、通常の学級、特殊学級、特殊学校、特殊教育支援センター、巡回教育、院内学校がある。各学びの場に在籍する児童生徒（初・中・高）の割合は、特殊学校：0.4%、特殊学級：1％（0.994%）、通常の学級：0.3%（0.294%）であり、特殊教育対象者（乳児～専攻科）のうち、特殊学校に在籍する割合は、27.0%、特殊学級は 55.9%、通常の学級は 16.9%、特殊教育支援センターは 0.2%となっている。

合理的配慮については、各学校における特殊教育対象者のための合理的配慮の提供を強化し、教育権利を保障、及び学力向上を目的とするとしており、以下の点を挙げている。

・合理的配慮の構築：一般学校に在籍する子どもに対する評価調整（評価の目的を損なわない範囲で、問題の提示形態、反応、時間、環境等を調整するような努力を指す）
・ICT 機器の支援を強化
・通学の支援（スクールバス、通学に係る費用や支援員の支援）
・障害のある子どもが校外体験活動等に参加できるように移動を支援
・各学校に障害者のための施設を拡充

3）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

韓国における特殊教育対象者の枠組みから考えると、次のような対応になると思われる。

1．（日本）自閉スペクトラム症
（韓国）自閉性障害（これに関連する障害も含む）、知的障害、発達遅滞

2．（日本）注意欠陥・多動性障害（ADHD）
（韓国）情緒・行動障害、発達遅滞

3．（日本）学習障害
（韓国）学習障害、発達遅滞

上記の子どもたちは、障害の程度により、特殊学校、特殊学級、通常の学級で学ぶ。

4）特別支援教育関連予算額等

韓国では、障害等に関する特殊教育法第5条にて「国及び地方自治団体は、特殊教育支援業務にかかわる経費を予算の範囲内で優先的に支給しなければならない」、障害者等に関する特殊教育法施行令第3条にて「国及び地方自治団体は、特殊教育対象者の義務教育費用を負担し、その他の学校運営費、通学日等を予算の範囲で負担あるいは補助できる」と定められている。

また既存の特殊学級毎の年間平均運営経費は、幼稚園 37,186 千ウォン、初等学校 29,685 千ウォン、中学校 31,394 千ウォン、高等学校 37,197 千ウォンであり、新設の特殊学級の年間平均運営経費は、幼稚園 60,594 千ウォン、初等学校 53,610 千ウォン、中学校 52,421 千ウォン、高等学校 58,726 千ウォンとなっている。この特殊学級運営費とは、特殊学級の一般運営費及び障害乳児の無償運営費、特殊教育支援員（人件費は除外）、終日クラス及び放課後学校、特殊学級関連の特別交付金事業、通学費、給食費支援等を指している。

2022 年度の市道及び国立特殊学校（及び学級）の特殊教育予算は、市道教育庁３兆 2,375 億、国立特殊学校 636 億、国立学校特殊学級 48 億を合わせて、合計３兆 3,056 億ウォンとなっている。また 2022 年度の特殊教育対象者一人あたりの特殊教育費は 31,878 千ウォンであり、前年度に比べ、609 千ウォン減少している。今後の課題は地域別の均等的な特殊教育の発展及び安定した財政確保である。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

2022 年度特殊教育運営計画に、「重度重複障害のある子どもへの支援拡大」が明記されている。

・重度重複障害のある子どものための教室環境づくりを改善
　－空間接近性や移動の便利さを考慮した教室環境づくり。補助工学機器の支援を拡大。
　－１学級にあたる生徒数を下げ、個々に応じた教育実現
・重度重複障害学級の教育課程の編成・運営を支援
　－生活機能中心の教育課程を編成・運営
　－重度重複障害のある子どもが校外学習や放課後活動から除外されないように支援
　－重度重複障害のある子どものための心理ケアサービス提供
・医療的支援が必要な子どものための個々に応じた支援を充実
　－学校と地域内の医療機関との業務協定（MOU）を締結し、連携を強化
　－個別化教育計画を作成時、学校で支援を受ける医療的支援について含めて作成
　－個別化教育計画作成に係る会議に、医療従事者の参加やその意見を反映
　－学校に保健教師の支援と、看護師資格のある支援員を配置拡大
　－教育委員会は、治療支援チームを通して医療的支援が必要な子どもに必要な事項をコンサルティングする
・移動や運動機能に著しい障害があり学校に通うことができず、福祉施設や医療機関、家庭にいる子どもに対しては巡回教育を実施。

７．オーストラリア

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

オーストラリアでは 2018 年から教育予算配分にも関わって、連邦政府と各州が連携を強化しての学校改革に取り組んでいる。2023 年までの５年間で、児童生徒の教育成果を確実に向上させることを目指しており、改革内容は様々だが、リテラシーとニューメラシーの向上が中心課題となっている。その際、公正の観点から、アボリジニ・トレス海峡諸島民の児童生徒、遠隔地にいる児童生徒、障害のある児童生徒、教育的に不利な背景を有する児童生徒に対して付加的支援を行い、彼らの教育成果を上げることも同時に目指されている（Department of Education and Training, 2021）。

リテラシーとニューメラシーについては、スキル、理解、能力（capabilities）を年齢や学年にとらわれずに段階で示す「学びの進行表（Learning Progressions）」が策定され、ナショナル・カリキュラムにおいて活用されることとなった。教員は、これを念頭に日々の形成的評価を積み上げ、全国学力到達度評価プログラムにつなげることが求められている。形成的評価については、やはり連邦政府と各州の協働のもと、オンラインのツールが開発されている（山中、2022）。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、オーストラリアの教育行政は連邦政府と各州の教育省によって担われており、義務教育システムは各州で違いがある。初等教育は準備学級（Kindergarten など）から６もしくは７年生まで、中等教育は７もしくは８～12 年生までとなっている。その中で、義務教育は１～９もしくは 10 年生（16 歳）までである（連邦政府による教育システムについてのサイトを参照）。

2013 年から「全国統一情報収集プログラム（Nationally Consistent Collection of Date on School Students with Disability；NCCD）」が開始され、2015 年より全学校が参加している。これは「障害者差別禁止法」や「教育における障害基準」に基づき、全国の義務教育段階の全ての学校（公立・私立）が実施している調整の水準を可視化し、それらを受けている児童生徒の大まかな障害種別（診断は必ずしも要しない）や人数を把握する取組である。全ての学校は毎年同じ方法でデータを収集・報告することとなっており、政府機関による適切なリソースの提供、そして、学校関係者によるより良いサポートの提供に貢献する「質の良い情報」の継続的収集が目指されている（山中、2021）。

「障害者差別禁止法」「教育における障害基準」「全国統一情報収集プログラム」等を踏まえ、各州はインクルーシブ教育の方針を打ち出している。特に、通常学校における障害のある児童生徒への支援の充実に向けて様々な取組を実施しているが、具体的な教育の場の整備には多少の違いがある。

オーストラリアにおいては全国的に統一された特別支援教育の仕組みはないので、ニューサウスウェールズ州に関して記載する。同州では、「全国統一情報収集プログラム」によると、144,000 人以上の児童生徒が何らかの調整を受けている。そのうち、86%が通常学級に学び、11%が特別学級、３%が特別学校に学んでいる（NSW Department of Education〈2022〉Annual Report 2021 を参照）。

まず、通常学級在籍で、理由を問わず何らかの困難を抱える児童生徒（学習困難、軽度知的障害、行動上の困難、自閉スペクトラム症、メンタルヘルスを含む）のために、「学習支援リソースパッケージ（learning and support resource package）」（必要な調整の程度が軽度の場合：low level adjustments に対応）が提供されている。これは、専門教員１名の配置と、柔軟性のある予算枠組み（学校予算に組み込まれている）からなる（NSW Department of Education による障害のある児童生徒への支援〈通常学校〉に関するサイトを参照）。

次に、「学習支援リソースパッケージ」による支援では不十分な場合、つまりは中度以上の障害のある通常学級在籍の児童生徒個々に対して、Integration Funding Support という助成が用意されている。児童生徒個々のニーズに合わせて各学校で専門教員や学習支援員を増やしたり、学級担任が研修を受けられるようにしたりするなどし、適切な調整を関係者と実施できるようにする。対象となるのは、同州教育省による障害区分（中度以上の知的障害、身体障害、メンタルヘルス、自閉スペクトラム障害、聴覚／視覚障害）に該当し、各校の学習支援チーム（Learning and Support Team）が必要と認めた児童生徒である（NSW Department of Education による Integration Funding Support についてのサイトを参照）。

続いて、通常学校内の特別支援学級（specialist support classes）についてである。ここでは同州教育省の障害区分に該当する中度以上の学習支援ニーズを有する児童生徒が対象であり、障害で言えば、知的障害、メンタルヘルス、自閉症、身体障害、感覚障害、行動上の困難である。１名の専門教員と１名の学習支援員が配置される（NSW Department of Education による特別支援学級についてのサイトを参照）。

そして、特別支援学校（schools for specific purposes）についてである。やはり同州教育省の障害区分にある知的障害、メンタルヘルス、自閉症、身体障害、聴覚障害、視覚障害が対象となる（NSW Department of Education による特別支援学校についてのサイトを参照）。

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

ここでもニューサウスウェールズ州に関して記載する。ニューサウスウェールズ州では、学習上・行動上の困難という広い括りを採用している。また、

このような子どもたちは障害の診断を必ずしも必要とせず、主として通常学級に在籍している。彼らを含め、リテラシー、ニューメラシー、言語、行動において軽度の付加的な支援を要する児童生徒には専門教員が支援にあたってきたが、最近では学級担任への研修の重要性も一層強調されている。

同州では、リテラシー・ニューメラシーを高める策として、約 30 年にわたりリーディング・リカバリー（Reading Recovery）プログラム（初等教育低学年を対象に、短期間での集中的な介入を行う）を実施してきた。同州教育省による専門の研修を受けた教員が各学校を回り、児童生徒を抽出指導するものである。近年ではこの効果の検証が進められている。2022 年からは、準備学級から 12 年生までを対象に学校・組織全体でのアプローチを採用すること、その際、学校のリーダーシップが発揮される必要があること、全ての教員がカリキュラムを通して児童生徒のリテラシー・ニューメラシーを向上させる上で効果的な実践ができるようになること、学校や組織がデータを活用できるようにすること、家族の支援を行うことが優先課題とされている。

４）特別支援教育関連予算額等

オーストラリアの特別支援教育を含む教育予算は、連邦政府からによるものと各州によるものからなる。公立学校の場合は連邦政府よりも各州からの支出が主となり、カトリック系や独立系の学校の場合は連邦政府からの支出が主となるが、いずれにしても連邦政府からの支出割合は上昇傾向にある。連邦政府は、2018 年からシンプルかつ透明性があり、ニーズに基づく予算配分（Schooling Resource Standard）を導入した。どの州に暮らそうと、ニーズの高い児童生徒には連邦政府からの予算が確保され、同じようなニーズのある児童生徒には同程度の支援が連邦政府から受けられる仕組みが目指されている。予算を獲得する上で、各州は国としての教育目標に取り組み、児童生徒の教育成果を向上させるための改革に着手することが求められている。障害のある児童生徒については、先の「全国統一情報収集プログラム」によって額が算出され、2022 年の学校教育予算では、連邦政府からの経常支出のうち 10.5%を占めている。2018 年から 2029 年にかけて、この加算は毎年 6.8%平均で増加していくものとみられている（Department of Education, Skills and Employment による学校教育予算に関するサイトを参照）。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

ニューサウスウェールズ州では、医療的ケアについては、学校は児童生徒個々のヘルスケアに関するニーズを把握し、保護者や医師との連携のもと、学校で可能なケアやその手順などについて検討し実施することが求められている。特別支援学校（schools for specific purposes）では、障害区分以外にも、病気療養中の児童生徒を対象とした病院学校（Hospital Schools）、５年生以上を対象とした行動上の困難に特化したセンター（Tutorial Centres）、５～20 日の停学状態にある児童生徒を対象に学校への復帰を支援するセンター（Suspension Centres）もある（NSW Department of Education による特別支援学校についてのサイトを参照）。

ちなみに医療的ケアについては、ヴィクトリア州の場合は「学校でのケアプログラム（Schoolcare Program）」として、教育省が小児病院（royal children hospital）と連携のもと教職員向けに研修を行い、経管栄養（tube feeding）、気管切開のケア（tracheostomy care）、吸引のケア（suction）、酸素療法（oxygen）、ストーマのケア（stoma care）を提供できるようにしている（Department of Education and Training Victoria による医療的ケアに関するサイトを参照）。

８．フランス

１）近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

近年、ますます多くの障害のある子どもが通常の学校環境に置かれ、2022 年度は 43 万人の障害児が普通学校に在籍し、小・中学校の障害児数は 4.8%増加した。（2021 年度開始時：409,000 人、全小中学生の総数の 3.3%、2017 年度開始時：321,000 人）

2015 年９月１日現在、小学校、中学校、高等学校

の全ての学校において、障害のある子どものための学校教育制度は、インクルーシブ教育のためのローカライズユニット（unités localisées pour l'inclusion scolaire：ULIS）と呼ばれる。2022 年度、新規で 303 の ULIS が立ち上がり、総数が 10,272 になったことで、約 6,000 人の小・中学生が、通常の学校に通うことができるようになった。

また、2020 年に開始された ASD 児のための自己調整デバイス（Des dispositifs d'autorégulation: DAR）が、2022 年度開始時に新たに 15 の小学校に設置された。これは、インクルーシブな学校教育の新しい形態であり、子どもたちはクラスメートと一緒に通常のクラスにいるが、「自己調整」のための教育を受けることができる。学校内では、専門家のチームが子どもに同行し、学校の一日を通して注意、行動、感情をよりよく制御できるように支援する。

２）障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供

就学年齢と義務教育年限について、Code de l'éducation の 2019 年 7 月 26 日の法律第 2019-791 号の第 63 条に従って、６歳から 16 歳までであった義務教育は、３歳（２歳）から 16 歳までのすべての子どもに変更された（L131-1）。

フランスでは、通常の学校（Ecole）に在籍している特別な教育・支援の対象となる子どもを以下のように分類している。

・高い可能性を秘めた子ども
・身体的、感覚的、精神的な障害及び病気の子ども
・フランスに新たに到着したばかりの子ども
・学習や適応に大きな困難を抱える子ども（SEGPA - EREA）
・中退生
・家庭教育
・国立遠隔教育センター（Centre national d'enseignement à distance；CNED）による指示（国立遠隔教育センターは、遠隔教育を提供する公的機関であり、国民教育省管轄の機関は８つあり、国全体をカバーしている）

障害のある子どもの場合には、通常学級に加えて、ULIS が用意されている。初等教育段階には、１ユニット 12 人定員で４つの障害種別（知的・認知・広汎性発達障害・学習障害、単一の聴覚障害、単一の視覚障害、運動障害）に分かれる。中等教育段階には、１ユニット 10 人定員で、認知機能または精神機能の障害、特定の言語および学習障害、広汎性発達障害（自閉症を含む）、運動機能の障害、聴覚機能の障害、視覚機能の障害、複数の関連障害（重複障害または精神疾患）の７つの障害種別に分かれる。

code de l'action sociale et des familles（社会行動および家族法典）第 L.114 に規定する障害を有する幼児児童生徒は、学校または本法典第 L.351-1 第１項に規定する施設の１つ（自宅に最も近いもの）に在籍する。また、障害または障害のある子どもの状況が保健機関または医療社会機関への滞在が適している場合にも、教育省の資格のある職員によって教育が提供される。

また、障害のある子どもの学びの場として、以下の場が挙げられる。

通常学校の Classe ordinaire（通常学級）
・Ecole maternelle（保育学校）
・Ecole Élémentaire（primaire）（小学校）
・Collège（中学校・高等学校）
（高等学校を単体で呼ぶ際に、Lycée と呼ぶこともある）

通常学校内にある特別な学びの場
・Unités localisées pour l'inclusion scolaire:ULIS（小学校から高校まで）
・Unité d'Enseignement Maternelle Autisme：UEMA（保育学校内の ASD 児クラス）
・Unité d'Enseignement en Elémentaire Autisme：UEEA（小学校内の ASD 児クラス）
・Unité pédagogique pour élèves allophones arrivants：UPE2A
（フランスに来たばかりの子どものための教育〈フランス語を話すことができない子どものための教育〉）

高等学校（Lycée 単体）
・Formations professionnelles en lycée （職業訓練高校）
（一部に、障害のある子どもたちも在籍する）

2010 年以降、ULIS の利用数は少しずつ上昇して

いる一方で、Formations professionnelles en lycée の利用は減少している。

支援対象児には PPS（projet personnalisé de scolarisation 個別教育計画）が作成されるが、近年、この PPS を作成している子どもが増加している（2006 年 89, 045 人→2021 年 212, 441 人）。

フランスでは、医療施設（Établissements sanitaires）、医療社会施設（Établissements médico-sociaux : ESMS）のほか、以下の特別支援教育及び生活支援に関するサービス（Services d éducation spécialisée et de soin à domicile : SESSAD）によってパラメディカル、コメディカル等の専門家が障害のある子どもたちを学校等で支援している。

SESSAD は医療教育部門（secteur médico-éducatif）であり、県障害者事務所（Maison départementale des personnes handicapées : MDPH）への申請、許可により利用することができるサービスである。学際的なチームで構成され、日常を送る場（学校）での支援を提供し、特に通常の学級に通う障害のある子どもの学校教育と関連している。SESSAD の支援には、専門的な医療行為とリハビリテーション（理学療法、言語療法、精神運動性、作業療法）が含まれ、SESSAD における専門教師や専門家は、教室内または教室外の個人または小グループのいずれかで、障害のある子どもに特定の支援を提供することができる。また、個別教育計画（PPS）の実施を確保し、かつ各児童が、現行の学校プログラムを参照して、必要な学習を達成できるように支援する。

３）日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的処遇

先述のとおり、中等教育段階の ULIS では、認知機能または精神機能の障害、特定の言語および学習障害、広汎性発達障害（自閉症を含む）、運動機能の障害、聴覚機能の障害、視覚機能の障害、複数の関連障害（重複障害または精神疾患）の７つの障害種別に分かれる。また、支援対象児には、PPS が作成され、このことは適応教材、サポート、教育の取り決めの観点から、子どもの学校教育と支援ニーズを決定するのに役立つ。

例えば、障害児介助員（L’accompagnement des élèves en situation de handicap : AESH）制度があり、役割の違いから以下の３つに分けられる。

AESH-i : 個別支援
AESH-m : 集団支援
AESH-co : ULIS 内での支援

上記２つは、障害者の権利と自律性のための委員会（commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées; CDAPH）の通知に従って、障害のある個人、または複数の子どもを援助し、AESH-co は ULIS 内の教師の教育的責任のもとで活動する。

また、国民教育省は、Edu-Up システムを通じて革新的なデジタルソリューションの生産をサポートしている。その他学習への適応のための機材、送迎、学習時間やテストの調整などが MDPH に、試験時の合理的配慮が Code de l’education L112−4 に記載されている。

４）特別支援教育関連予算額等

特別支援教育に関する予算について、国民教育省は別建てして公表していない。AESH（L’accompagnement des élèves en situation de handicap : 障害児介助員）や SESSAD（Services d éducation spécialisée et de soin à domicile : 特別支援教育及び生活支援に関するサービス）、及び日本の特別支援学校に近い IME（Institut médico educatif）を含む ESMS（Établissements médico-sociaux : 医療社会施設）は、日本の厚生労働省に該当する MDPH の管轄となっている。

５）重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要

先述の通り、通常の学校での教育が困難な場合は、学校（Ecole）ではなく、前出の Établissements sanitaires（医療施設）、Établissements médico-sociaux : ESMS（医療社会施設）にて治療や療育を中心としながら教育を受けることになる。種類等については、以下の通りである。

・Établissements sanitaires（医療施設）
・Établissements médico-sociaux : ESMS（医療社会施設）

les instituts médico-éducatifs (IME) qui accueillent les enfants et les adolescents atteints de déficiences mentales（知的障害の子どもたちのための医療・教育機関）

les instituts thérapeutiques、éducatifs et pédagogiques (ITEP) qui accueillent les jeunes souffrant de troubles de la conduite et du comportement （行動障害のある子どもたちのための治療・教育施設）

les établissements pour polyhandicapés qui s'adressent aux enfants et adolescents présentant

des handicaps complexes, à la fois mentaux et sensoriels et/ou moteurs （重複障害の子どもたちのための教育機関）

les instituts d'éducation sensorielle (handicaps auditifs et visuels) portent des noms variables （視覚・聴覚障害の子どもたちのための教育機関）

les établissements pour enfants et adolescents présentant un handicap moteur sont souvent appelés IEM (instituts d'éducation motrice).（運動障害の子どもたちのための教育機関）

保健状態において投薬を必要とする子どもが、可能な限り通常の状態で学校教育を追求できるようにするために、Le projet d'accueil individualisé （PAI）個別レセプション（受入）計画を作成し、（スケジュール調整、特定の活動の免除、ケアアクションの組織化など）支援を受けることができる。これは国民教育省の医師と相談して記載される。

引用文献

【アメリカ】

・U.S. Department of Education. Rulemaking and Regulations by the Office for Civil Rights. https://www2.ed.gov/policy/rights/reg/ocr/index.html
（アクセス日、 2023年1月10日）

・U.S. Department of Education (2022) .43rd Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities Education Act, 2021. https://sites.ed.gov/idea/files/43rd-arc-for-idea.pdf
（アクセス：2022年7月1日）

・National Center on Response to Intervention (2010) . Essential components of RTI: A closer look at Response to Intervention. Washington, DC: U.S. Department of Education, Office of Special Education Programs, National Center on Response to Intervention.
（アクセス：2023年1月11日）

・McIntosh, K., & Goodman, S.(2016). Integrated Multi-Tiered Systems of Support: Blending RTI and PBIS. New York: Guilford Press.

・U.S. Department of Education (2022a) . Department of Education SPECIAL EDUCATION Fiscal Year 2022 Budget Request. https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget22/justifications/i-specialed.pdf
（アクセス日、 2022年7月1日）

・U.S. Department of Education (2022b) . President's FY 2023 Budget Request for the U.S. Department of Education. https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget23/index.html
（アクセス日、 2022年7月1日）

【イギリス】

・Government UK. Special educational needs and disability (SEND) detailed information. https://www.gov.uk/topic/schools-colleges-childrens-services/special-educational-needs-disabilities
（アクセス日2022年9月29日）

・Department for Education (2020). National statistics, Special educational needs in England: January 2020. https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2020)
（アクセス日2022年4月22日）

・Department for Education (2019). National statistics, Special educational needs in England: January 2019. National tables.

Special educational needs in England: January 2019.
https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2019
（アクセス日 2021 年４月 22 日）
・Department for Education and Department of Health (2015). Special educational needs and disability code of practice: 0 to 25 years.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/398815/SEND_Code_of_Practice_January_2015.pdf
（アクセス日 2022 年９月 29 日）
・Department for Education and Skills(2001). Special educational needs: Code for practice
・Department for Education (2019) Special educational needs in England: January 2019: Technical Document.
・財務省ホームページ
HM Treasury(2022). National statistics Public spending statistics: July 2022
https://www.gov.uk/government/statistics/public-spending-statistics-release-july-2022/public-spending-statistics-july-2022
（アクセス：2023 年２月 15 日）
・National Audit Office(2019). Support for pupils with special educational needs and disabilities in England.
https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2019/09/Support-for-pupils-with-special-education-needs.pdf
（アクセス：2023 年２月 15 日）
・Department for Education (2013). Ensuring a good education for children who cannot attend school because of health needs Statutory guidance for local authorities.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/941900/health_needs_guidance_accessible.pdf
（アクセス：2023 年２月 15 日）
・Department for Education (2015). Supporting pupils at school with medical conditions Statutory guidance for governing bodies of maintained schools and proprietors of academies in England.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/803956/supporting-pupils-at-school-with-medical-conditions.pdf
（アクセス：2023 年２月 15 日）

【フィンランド】
・Iltalehti (2019.7.1) “Erityislapset jäämässä tavallisiin luokkiin - opettajat pettyivät Rinteen hallitukseen: ‘Jos yhdelläkin oppilaalla on vakavia vaikeuksia、 se sotkee koko ryhmädynamiikan.’”
・OAJ. (2017) Oppimisen tukipilarit: Miten varmistetaan oppimiselle ja koulunkäynnille riittävä tuki?
・Oppivelvollisuuslaki. (義務教育法)
・教育文化省ホームページ
https://okm.fi/tuva
（アクセス日、 2022 年９月 25 日）
・Tilastokeskuksen maksuttomat tilastotietokannat（統計局無料データベース）ホームページ
https://pxdata.stat.fi/PxWeb/pxweb/fi/StatFin/StatFin__khak/statfin_khak_pxt_11fy.px/table/tableViewLayout1/
（アクセス日、 2022 年９月 25 日）
・Opetus- ja kulttuuriministeriö. (2017) Vaativa erityinen tuki esi- ja perusopetuksessa: Kehittämisryhmän loppuraportti.
https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/80629/OKM_34_2017.pdf
（アクセス日、 2022 年９月 25 日）
・Tilastokeskus（統計局）ホームページ
https://pxweb2.stat.fi/PxWeb/pxweb/en/StatFi

n/StatFin__erop/statfin_erop_pxt_13p8.px/
(アクセス日、 2022年9月30日)
・Tilastokeskus (統計局) ホームページ：
https://pxweb2.stat.fi/PxWeb/pxweb/fi/StatFin/StatFin__erop/statfin_erop_pxt_13nh.px/
(アクセス日、 2022年9月30日)
・Tilastokeskus (統計局) ホームページ：
https://stat.fi/julkaisu/cktyiw7xc2e8w0c586gqxm122
(アクセス日、 最終閲覧日：2022年9月30日)
・Tilastokeskus (統計局) ホームページ：
https://stat.fi/til/kjarj/2021/kjarj_2021_2022-02-18_tau_001_fi.html
(アクセス日、 2022年9月30日)
・Perusopetuslaki. (基礎教育法)
・Opetushallitus (2016). Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet 2014. pp.61-63.
・「『知的障害のある子どもと共に学ぶ』を考える－北欧の実践をふまえて－」(2019)、国立特別支援教育総合研究所編著、ジアース教育新社、110-131頁
・教育文化省ホームページ
”Yleissivistävän koulutuksen rahoitus”
https://okm.fi/rahoitus
(アクセス日、 2022年9月18日)
・Laki opetus- ja kulttuuritoimen rahoituksesta. (2009/1705). (教育文化財政に関する法律)
https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2009/20091705
・フィンランド統計局ホームページ
Tilastokeskus
http://www.stat.fi/meta/kas/erityisop_per.html
(アクセス日、2021年9月18日)

【スウェーデン】
・是永かな子(2009) スウェーデンにおける教育政策の立案と評価に関するシステムの研究(その３)2002 年の「カールベック委員会(Carlbeck-kommitten)」の検討を中心に『高知大学教育学部研究報告』(69)pp.71-82.
・Skolverket(2009). Skolan och Aspergers syndrome Erfarenheter från skolpersonal och forskare, Rapport 334.
・Skolverket(2011). Läroplan för grundskolan、förskoleklassen och fritidshemmet 2011 (Reviderad 2019), Lgr11.
https://www.skolverket.se/download/18.35e3960816b708a596c3965/156767
・Skolverket(2009). Särskolan-en skolform för mitt barn?
・Skolverket(2009). Särskolan Hur fungerar den?.
・Regeringskansliet(2017). Skolstart vid sex års alder.
https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/lagradsremiss/2017/08/skolstart-vid-sex-ars-alder/
(アクセス日、2022年9月30日)
・Cervin, E.(2016). Här kan Emelie andas ut, Specialpedagogik, 1, 27-30.
・Skolverket, IUP med omdömen i grundskolan.
https://www.skolverket.se/undervisning/grundskolan/iup-med-omdomen-i-grundskolan
(アクセス日、2022年9月30日)
・Skollag (2010:800), 3.kap §12、 Anpassad studiegång.
・Skollag (2010:800), 3.kap §7、Utredning.
・Skollag (2010:800) , 3.kap §9、Åtgärdsprogram.
・Skollag (2010:800), 3.kap §11 Särskild undervisningsgrupp och enskild undervisning.
・Skolverket(2022), Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet - Lgr22.
・ Skolverket(2022). Läroplan för grundsärskolan - Lgrsär22.
・Skolverket、Sameskolan - Elever - Riksnivå.
・Skolverket、Grundsärskolan - Elever - Riksnivå、
https://www.skolverket.se/skolutveckling/statistik/sok-statistik-om-forskola-skola-och-vuxenutbildning?sok=SokC&verkform=Grunds%C3%A4rskolan&omrade=Elever&lasar=2021/22&run=1

(アクセス日、2022年9月30日参照).
・Skolverket(2022)Elever i specialskola Läsåret 2021/22、s.4., Skolverket, Specialskolan - Elever - Riksnivå.
・Government Offices of Sweden Ministry of Education and Research (2011)OECD - Overcoming school failure. Country background report Sweden, p.29.
・Government Offices of Sweden Ministry of Education and Research (2011)OECD - Overcoming school failure. Country background report Sweden, pp.30-31.
・Skolverket, IUP med omdömen. http://www.skolverket.se/bedomning/iup-med-omdomen
(アクセス日、2022年9月 30日)
・加瀬進(2009)スウェーデンの学校教育＜個別支援計画＞-＜個別支援計画＞の推進を支える制度的基盤を中心に-『東京学芸大学紀要　総合教育科学系』60、pp.245－254.
・Skolverket(2009)Skolan och Aspergers syndrome Erfarenheter från skolpersonal och forskare, Rapport 334.
・Government Offices of Sweden Ministry of Education and Research (2011) OECD - Overcoming school failure. Country background report Sweden, p.29.
・Government Offices of Sweden Ministry of Education and Research (2011) OECD - Overcoming school failure. Country background report Sweden, pp.30-31.
・Skolverket(2022)Kostnader för skolväsendet och annan pedagogisk verksamhet 2021, 8, 18.
・Skolverket, Sjukhusundervisning, https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/ansvar-i-skolfragor/sjukhusundervisning
(アクセス日、2022年9月30日)
・Särskild undervisning i hemmet eller på annan lämplig plats https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/ansvar-i-skolfragor/sarskild-undervisning-i-hemmet-eller-pa-annan-lamplig-plats
(アクセス日、2022年9月30日)

【ドイツ】
・KMK (2021a).Datensammlung Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen (ohne Förderschulen) 2019/2020.
・KMK(2021b). Entscheidungen der KMK in der Corona-Krise. Aktuelles.
・KMK(2021c) Dokumentation 231: Sonderpädagogische Förderung in Schulen 2011 - 2020
・KMK(2014) Menschen mit Behinderungen im Bildungssystem. https://www.bildungsbericht.de/de/schwerpunktthemen/menschen-mit-behinderungen
(アクセス：2020年9月3日)
・KMK (2021a) Datensammlung Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen ohne Förderschulen 2019/2020.
・T, yasui., A, Senga. (2015) . Expansion as Function of Special Needs School's Support Center A Case of lnclusive School in Niedersachsen Germany. 北海道教育大学紀要(教育科学編)第65巻 第2号
・KMK(2019). Das Bildungswesen in der Bunsesrepublik Deutschland 2018/2019. https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Eurydice/Bildungswesen-dt-pdfs/dossier_de_ebook.pdf
(アクセス日、2020年9月3日)
・SIBUZ(2021). Schulpsychologische und Inklusionspädagogische Beratungs- und Unterstützungszentren https://www.berlin.de/sen/bildung/unterstuetzung/beratungszentren-sibuz/
(アクセス日、 2021年9月10日)
・KMK(2021b). Sonderpädagogische Förderung in Förderschulen 2019/2020、 IVC/Statistik.
・KMK(2022) Bildungs-Finanzbericht

2022.Statistisches Bundesamt.
・KMK(2022a). Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen (ohne Förderschulen) 2021/2022.
・KMK(2022b). Sonderpädagogische Förderung in Förderschulen 2021/2022.
・OECD (2022). Primary to post-secondary non-tertiary / Tertiary, % of GDP, 2020 or latest available.
https://data.oecd.org/eduresource/education-spending.htm
(アクセス日、2023年２月９日)
・KMK(2022). Bildungs-Finanzbericht 2022. Statistisches Bundesamt.
・Berlin(2016). Broschüre von MenschenKind、Fachstelle für die Versorgung chronisch kranker und pflegebedürftiger Kinder.PDF Dokument.

【韓国】
・大韓民国教育省の公式ブログ
https://blog.naver.com/moeblog/222619032269
(アクセス日、2022年10月６日)
・2022年度特殊教育運営計画（2022.３）
http://www.nise.go.kr/ebook/site/20220324_161602/
(アクセス日、2022年10月13日)
・教育統計サービス、幼初中等統計、年齢別学生数
https://kess.kedi.re.kr/index
(アクセス日、2022年10月６日)
・2022年特殊教育統計
http://www.nise.go.kr/ebook/site/20220916_095854/
(アクセス日、2022年10月６日)
・2022年特殊教育運営計画
http://www.nise.go.kr/ebook/site/20220324_161602/
(アクセス日、2022年10月13日)
・2022年特殊教育年次報告書
(アクセス日、2022年 10月10日)
・大韓民国教育部の公式ブログ
https://blog.naver.com/moeblog
(アクセス日、2022年 10月12日)

【オーストラリア】
・Department of Education and Training(2021). National School Reform Agreement.
・山中冴子（2022)、オーストラリアにおけるリテラシーおよびニューメラシー向上を目指した取り組み、LD研究、31(2)、pp.181-184.
・連邦政府による教育システムについてのサイト
https://www.studyaustralia.gov.au/english/study/education-system
(アクセス：2022年８月25日)
・山中冴子（2021)、オーストラリアにおけるインクルーシブ教育システム構築に関する動向～「国家障害戦略」と「国家統一情報収集」に注目して、埼玉大学紀要教育学部、70(1)、pp.31-39.
・NSW Department of Education (2022). Annual Report 2021.
・NSW Department of Education による障害のある児童生徒への支援（通常学校）に関するサイト
https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/learning-and-support (アクセス：2023年３月28日)
・NSW Department of Education による Integration Funding Support についてのサイト
https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/integration-funding-support
(アクセス日、2022年３月28日)
・NSW Department of Education による特別支援学級についてのサイト
https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/specialist-support-classes-in-regular-schools#Placements1
(アクセス：2023年３月28日)
・NSW Department of Education による特別支援学

校に関するサイト
https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/disability-learning-and-support/programs-and-services/special-schools-ssps
（アクセス日、2022年３月28日）
・Department of Education、Skills and Employment による学校教育予算に関するサイト
https://www.education.gov.au/quality-schools-package/fact-sheets/what-schooling-resource-standard-and-how-does-it-work
（アクセス日、2022年９月11日）
・Department of Education and Training Victoria による医療的ケアに関するサイト
https://www.vic.gov.au/support-students-high-care-needs
（アクセス日、2022年９月20日）

【フランス】
・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/rentree-2022-une-ecole-inclusive-pour-accompagner-le-parcours-de-chacun-342499
（アクセス：2022年 ９月14日）
・フランス政府ホームページ（レジフランス）
https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071191
（アクセス：2022年 ９月20日）
・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/bo/15/Hebdo31/MENE1504950C.htm?cid_bo=91826
（アクセス日、2022年 ９月14日）
・パリアカデミーホームページ
https://www.ac-paris.fr/eleves-a-besoins-educatifs-particuliers-122413
（アクセス：2022年 ９月20日）
・棟方哲弥「諸外国におけるインクルーシブ教育システム構築の状況」フランスにおける障害のある子どもの教育について（2015）国立特別支援教育総合研究所メールマガジン
・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/bo/12/Hebdo37/MENE1234231C.htm
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/reperes-et-references-statistiques-2022-326939
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・フランス政府公式サイト
https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F33865
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・Ecole et Handicap
https://ecole-et-handicap.fr/laccompagnement-des-eleves-en-situation-de-handicap-2-dispositifs-daccompagnement/les-sessad-services-deducation-speciale-et-de-soins-a-domicile/
（アクセス：2022年 ９月20日）
・APF France handicap
https://www.pole-enfance-apf-oise-est.fr/sessd-compiegne-association-paralyses-de-france
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・エクスマルセイユアカデミーホームページ
https://www.ac-aix-marseille.fr/le-projet-personnalise-de-scolarisation-pps-mode-d-emploi-121460
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・国民教育省ホームページ
https://www.education.gouv.fr/les-accompagnants-des-eleves-en-situation-de-handicap-12188
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・国民教育省ホームページ
https://eduscol.education.fr/2258/des-ressources-numeriques-innovantes-et-adaptees-grace-au-dispositif-edu
（アクセス日、2022年 ９月20日）
・国民教育省ホームページ
https://eduscol.education.fr/1207/la-scolarisation-des-enfants-malades

（アクセス日、2022 年 9 月 20 日）

付記

本稿は、本年度、特任研究員より提供いただいた国別調査に係る報告書を基に、インクルーシブ教育システム推進センター（国際・情報発信担当）が各国のインクルーシブ教育システムに関する動向、「特別支援教育関連予算額等」「重複障害、医ケア児、病弱等で病院にいる児童生徒等について、教育施策（又は義務教育）の対象外で支援している場合、その制度概要」、またそれらの関連情報についてまとめた。この他の各国の詳細な情報については、昨年度の特総研ジャーナル第 11 号を参照されたい。

なお、令和４年度の国別調査班の担当者（敬称略）は、以下のとおりである。

インクルーシブ教育システム推進センター（国際・情報発信担当）：

久保山茂樹、生駒良雄、佐藤利正、土屋忠之

アメリカ班：

吉利宗久（特任研究員・岡山大学学術研究院教育学域特別支援教育講座教授）

イギリス班：

横尾俊（研究企画部総括研究員）

河原麻子（研究企画部研究員）

フィンランド班：

渡邊あや（特任研究員・津田塾大学学芸学部国際関係学科教授）

スウェーデン班：

是永かな子（特任研究員・高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授）

ドイツ班：

千賀愛（特任研究員・北海道教育大学札幌校准教授）

韓国班：

李熙馥（特任研究員）

オーストラリア班：

山中冴子（特任研究員・埼玉大学教育学部特別支援教育講座准教授）

フランス班：

田尻由起（特任研究員・東洋大学客員研究員）

謝辞

国別調査の実施にご協力いただきました特任研究員の皆様に、深く感謝申し上げます。